

令和5年度 家事関係機関との連絡協議会



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

2024.1.23 島田

1

1

北見地域成年後見中核センター（中核機関）設置経過

- H12.4.1 民法改正により成年後見制度が施行（禁治産、準禁治産者制度は廃止）
- H18.4.1 障害者自立支援法施行
- H25.4.1 障害者総合支援法施行
- H26.4.1 北見市成年後見支援センター（中核センターの前身）設置（H26.7.1運営開始）
- H28.5.23 成年後見制度の利用促進に関する法律施行
- H29.3.24 第1期成年後見制度利用促進基本計画施行（H29-R3）
- R1.10.18 北見地域定住自立圏形成協定（中心市：北見市 訓子府町・置戸町・美幌町・津別町）
- R2.3 北見地域定住自立圏共生ビジョン策定
- R3.3 第4期北見市地域福祉計画に「中核機関の設置や定住自立圏による業務の段階的な広域化を目指す」旨を登載
- R4.3.25 第2期成年後見制度利用促進基本計画施行（R4-R8）
- R4.4.1 北見地域成年後見中核センター設置（北見市・訓子府町・置戸町）
・第1期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて設置
- R5.4.1 中核機関審査検討会に津別町が参加



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

2

2

定住自立圏構想・形成協定・共生ビジョン・中心市宣言

1. 定住自立圏構想—圏域全体で必要な生活機能を確保

市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。（出典：総務省ホームページ）

2. 中心市宣言

北見市は、平成31（2019）年2月28日開会の第1回定例北見市議会において、「北見地域定住自立圏」の中心市として、圏域を形成する市町それぞれの独自性を尊重しながら、圏域全体のマネジメントを担い、将来にわたり圏域住民が安心して暮らし続けることができる、魅力あふれる地域を形成することに全力で取り組んでいくことを宣言しました。（出典：北見市ホームページ）



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

3

3

定住自立圏構想・定住自立圏形成協定・中心市宣言

3. 北見地域定住自立圏形成協定

中心市宣言を行った北見市と北見圏域を構成する4町が、人口定住のため必要な都市機能および生活機能の確保、充実に向け、連携して取り組む事項について定める協定で、北見市と美幌町、津別町、訓子府町および置戸町が、それぞれ1対1で協定を締結。（出典：北見市ホームページ）

4. 北見地域定住自立圏共生ビジョン

形成協定の締結により形成された圏域全体を対象として、宣言中心市(北見市)が策定するもので、圏域の将来像や形成協定に基づき推進する具体的な取組等を記載するもの（出典：北見市ホームページ）



1市4町の図面
出典：北見地域定住自立圏共生
ビジョン冊子,P2



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

4

4

定住自立圏構想・定住自立圏形成協定・中心市宣言

第4章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

1 共生ビジョンの体系



共生ビジョンの体系

I 生活機能の強化に係る政策分野

- 医療—救急医療体制、地域医療体制
- 福祉—**高齢者福祉、障がい者福祉**、子育て支援
- 教育—学校教育、生涯学習
- 産業振興—農業、林業、商工業、観光・物産
- 環境—廃棄物処理施設、河川的环境保全
- 防災—災害時の相互応援
- その他—上下水道、旅券事務

II 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- 地域公共交通—多様な公共交通
- デジタル・ディバイド—ICT環境の整備
- 道路等の交通インフラ—交通ネットワーク
- 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
 - 地域地消
- 地域内外の住民との交流・移住促進
 - 移住・定住の促進

III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- 人材の育成—人材育成
- 外部からの行政及び民間人材の確保
- 圏域内市町の職員等の交流—圏域内市町の職員等の交流

5

5

中核機関設置に向けた関係機関との調整経過

①1市2町行政、社協事務局による協議（事務関係等）

訓子府町・訓子府町社会福祉協議会・置戸町・置戸町社会福祉協議会・北見市・北見市社会福祉協議会

回数	開催日・場所等	議事内容
第1回	時 間：令和3年8月25日 場 所：総合福祉会館 出席者：17人	①成年後見制度に関する1市2町の連携及び中核機関等の設置（案）について ②成年後見制度利用促進に係る中核機関設置の基本的考え方 ③成年後見制度利用促進に係る中核機関設置に要する経費 ④今後のスケジュール ⑤今後の課題等について
第2回	時 間：令和3年9月7日 場 所：北見市役所 出席者：13人	①予算・補助金関係 ②首長申立事務関係 ③法人後見業務関係 ④会議関係、研修会
第3回	時 間：令和3年11月17日 場 所：北見市役所 出席者：14人	①各町の地域診断等の状況について ②一次相談窓口と中核機関の連携について ③（仮称）北見地域成年後見中核センター運営委員会・運営協議会について

6

6

中核機関設置に関する調整経過

②中核機関の設置及び新たな運用等に関する打ち合わせ
釧路家庭裁判所北見支部・北見市・北見市社会福祉協議会

回数	開催日・場所等	議事内容
第1回	時：令和3年9月29日 方 法：オンライン会議 出席者：6人	①審査検討会にかかる受任者調整(マッチング)について ②苦情受付窓口の明確化および周知について ③運営委員会・審査検討会委員報酬について ④令和4年度予算案について ⑤中核機関名称(センター名称)について ⑥審査検討会上程する案件の基準について
第2回	時：令和3年10月8日 場 所：釧路家庭裁判所北見支部 出席者：6人	①審査検討会にかかる受任者調整(マッチング)について ②苦情等受付対応窓口の明確化について
第3回	時：令和3年11月15日 場 所：総合福祉会館 出席者：6人	①受任者調整(マッチング・本人と推薦者による事前面談)について ②苦情等受付対応窓口の明確化について ③関係機関(1次相談機関)と中核機関(2次相談機関・専門機関)との連携等について(情報集約機能等) ④運営協議会について
第4回	時：令和3年11月19日 場 所：釧路家庭裁判所北見支部 出席者：6人	①受任者調整(マッチング・本人と推薦者による事前面談)について等 ②苦情等受付対応窓口の明確化について ③関係機関(1次相談機関)と中核機関(2次相談機関・専門機関)との連携等について
第5回	時：令和3年12月10日 場 所：総合福祉会館 出席者：6人	①中核機関の設置に向けた関係団体等との協議に向けて

7

中核機関設置に向けた関係機関との調整経過

③職能団体・受任団体等との協議

釧路弁護士会・公社) 成年後見センターリーガル・サポート釧路支部・公社) 北海道社会福祉士会オホーツク地区支部・一社)
北海道成年後見支援センター(行政書士会(第2回のみ))・一社) 法人後見センター夢ふうせん(法人後見(第2回のみ))・
北見市社会福祉協議会(市民参加型法人後見(第2回のみ))・釧路家庭裁判所北見支部・北見市・北見市社会福祉協議会

回数	開催日・場所等	議 事
第1回	時：令和3年12月20日 場 所：北見市役所 出席者：13人	①中核機関設置に関する議論の経過について ②中核機関委託先選定について ③中核機関設置に向けたスケジュールについて ④成年後見制度利用促進基本計画で求められる中核機関の機能 ⑤中核機関の役割について
第2回	時：令和4年6月14日 場 所：北見市社協 出席者：19人	①中核機関の設置経過および今後の予定について ②成年後見制度利用促進基本計画(1期・2期)の概要について ③成年後見制度利用促進に向けた新たな機能、運用等について ④質疑応答



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

8

8

中核機関運営に関する調整経過（事務局会議）

④北見市・訓子府町・置戸町・北見市社会福祉協議会

回数	開催日・場所等	議事内容
第1回	時 間：令和4年10月25日 場 所：訓子府町「うらら」 出席者：6人 (訓子府町・置戸町・中核機関)	①事務局連携について ②運営委員会、審査検討会について 他
第2回	時 間：令和5年2月28日 方 法：オンライン 出席者：8人 (訓子府町・置戸町・中核機関)	①事務局運営について ②令和5年度事業等について
第3回	時 間：令和5年5月10日 方 法：オンライン 出席者：7人 (訓子府町・置戸町・中核機関)	①置戸町・訓子府町福祉講演会について 他
第4回	時 間：令和5年8月23日 方 法：オンライン 出席者：8人 (訓子府町・置戸町・中核機関)	①訓子府町・置戸町を対象としたヒヤリング調査結果について ②権利擁護支援に関する研修会の開催について ③事例検討会の開催について

9

9

中核機関運営に関する調整経過（事務局会議）

⑤北見市・訓子府町・置戸町・北見市社会福祉協議会

回数	開催日・場所等	議事内容
第5回	時 間：令和5年10月4日 方 法：オンライン 出席者：4人 (訓子府町・中核機関)	①後見等受任体制の整備について
第6回	時 間：令和5年10月20日 方 法：オンライン 出席者：8人 (訓子府町・置戸町・中核機関)	①権利擁護支援に関する研修会の開催について ②事務局運営について ③令和6年度事業等について
第7回	時 間：令和5年12月26日 場 所：総合福祉会館 出席者：6人（北見市・中核機関）	①関係機関職員等による金銭管理等の課題に対する対応等について
第8回	時 間：令和5年12月28日 場 所：総合福祉会館 出席者：6人（北見市・中核機関）	①関係機関職員等による金銭管理等の課題に対する対応等について

10

10

中核機関設置に関する調整経過（津別町参加）

⑥中核機関審査検討会に関する津別町の参加に向けて
 釧路家庭裁判所北見支部・北見市・津別町・北見市社会福祉協議会

回数	開催日・場所等	議事内容
第1回	時 間：令和4年10月5日 場 所：北見市 出席者：9人（北見市・津別町・津別社協・中核機関）	「令和5年度からの具体的な連携内容・方法等について」 連携開始時期、連携内容、職性検討及びマッチング、委員構成、審査検討会の流れ 等
第2回	時 間：令和4年11月18日 場 所：北見市 出席者：9人（北見市・津別町・津別社協・中核機関）	「令和5年度からの具体的な連携内容・方法等について」 受任者調整（マッチング）に関する流れ、首長申立てに関する事務分掌 等
第3回	時 間：令和5年3月1日 方 法：オンライン 出席者：13人 （釧路家庭裁判所北見支部・北見市・津別町・中核機関）	①審査検討会における津別町参加及びマッチング等について ②津別町審査検討案件の取扱いについて 等

11

11

中核機関の役割－権利擁護に係る機関のコーディネート役－

1. 司令塔機能

2. 事務局機能

3. 進行管理機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート（地域連携ネットワークの整備）等を行う



- ①行政、家庭裁判所をはじめ、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、医療機関、職能団体など様々な機関等において権利擁護を基盤に「成年後見制度」に関する相談・対応を行っている。それら機関等の必要な情報を集約するとともに、課題（目づまり）を分析し、また課題（苦情や要望等を含む）解決に向けた検討や全体調整を行う
- ②既存地域連携ネットワーク上に「成年後見制度関連の相談等」を走らせる
- ③適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
（マッチング、苦情等受付対応、家庭裁判所との情報共有と対応を協議、制度改正と併行）

12

12

中核機関の機能 — 権利擁護支援、成年後見制度に関する機関のコーディネーター役 —

1. 司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート（地域連携ネットワークの整備）等を行う。

2. 事務局機能

地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、各地域において各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」等の体制をつくり、地域課題の検討・調整・解決などを行う。

3. 進行管理機能

地域において「3つの検討・専門的判断」を担保

- ①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
- ②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

13

13

成年後見制度利用促進基本計画のポイント（1期抜粋）

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善（国）

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
（本人保護と意思決定支援のバランス、マンパワーの確保を含む）

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク醸成（各自治体）

- ・地域連携ネットワークの整備、取り組みを推進する中核となる機関の設置
- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談に資する取り組みの推進
- ・総合相談窓口と連動した権利擁護支援のニーズキャッチ
- ・後見人等を含めたチームによる本人の見守り
- ・協議会等によるチームへの支援 等

権利擁護支援とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、以下のような目的でなされる支援です。

- ①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復（救済）。
- ②「契約（当事者間の合意）」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる権利の行使。

14

14

成年後見制度利用促進基本計画のポイント（1期抜粋）

権利擁護支援の地域連携ネットワーク醸成

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのこと。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。（出典：市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き,P3）



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

15

15

中核機関に求められる役割

5つの機能を効果的なものとするためには
基盤に地域連携ネットワークが必要



「地域連携ネットワーク」地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのこと。

- ①1次相談機関、行政、家庭裁判所、専門職団体、法人後見実施団体等成年後見制度に関連する機関の情報集約、課題分析、全体調整がポイント
- ②既存ネットワーク上に成年後見制度に関する情報を走らせるための意図的な取り組みの推進



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

16

16

権利擁護支援に関する 1 次相談機関と 2 次相談機関の関係性（例）

1次医療機関	地域の開業医 (診療所)	市内70か所	1次相談 機関 (総合相談 機関)	地域包括支 援センター 障がい者相 談支援セン ター	市内7か所 市内4か所	ミクロ メゾ
2次医療機関	MRIやCTなど を備えた地域 の基幹病院	市内4か所 北見赤十字病院・ 小林病院・北星記 念病院・道東の森 総合病院	2次相談機関 (専門機関)	北見地域成 年後見中核 センター	市内1か所	(ミクロ) メゾ マクロ
3次医療機関 (専門機関)	高度医療を担う 特定機能病院	市内1か所 北見赤十字病院		北見地域基 幹相談支援 センター	市内1か所	

北見地域成年後見中核センター事業内容（運営規程）

【新】

- (1) 成年後見制度に関する相談対応業務
- (2) 成年後見制度に関する普及啓発業務
- (3) 成年後見制度に関する**苦情受付対応**業務
- (4) 市町村長申立て並びに後見人等候補者のいない本人申立て及び親族申立ての支援に関する業務
- (5) 市民後見人の**育成**に関する業務
(制度に関する一定の知識を有する市民を養成)
- (6) **市民後見人、親族後見人等の後見活動に関する相談及びチーム支援**等業務
- (7) 市町村長申立てに関する手続支援業務
- (8) 成年後見制度に関する関係機関・団体等との連携等**地域連携ネットワーク醸成及び調整**業務
- (9) センター運営委員会の運営に関する業務
- (10) センター審査検討会の運営に関する業務
- (11) その他センターの運営に関し必要な業務

【旧】

- (1) 成年後見制度に関する相談対応業務
- (2) 成年後見制度に関する普及啓発業務
- (3) 成年後見の申立等の支援に関する業務
- (4) 市民後見人の**養成**等に関する業務
- (5) 市民後見人の後見活動に関する相談及び支援業務
- (6) 市長申立てに関する手続支援業務
- (7) 成年後見制度に関する関係機関・団体等との連携及び調整業務
- (8) センター運営協議会の開催業務
- (9) その他センターの運営に関する必要な業務

北見地域成年後見中核センターの機能・役割等

運営委員会設置要領（抜粋）

（所掌事項）

第2条 運営委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）**成年後見制度利用促進**に関する事業の企画、運営等に関すること
- （2）**意思決定支援**を踏まえた成年後見制度利用促進に関すること
- （3）成年後見制度に関する地域及び関係機関等に対する**情報収集及び分析等**に関すること
- （4）市民後見人の育成に関すること
- （5）市民後見人、親族後見人等の後見活動に関する相談及び**チーム支援**等業務に関すること
- （6）成年後見制度に関する関係機関・団体等との**地域連携ネットワーク**醸成及び調整業務に関すること
- （7）成年後見制度に関する**苦情受付対応**業務に関すること
- （8）その他センターの事業、運営に関し必要と認める事項は会長が別に定める



第1回運営委員会の様子



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

21

21

北見地域成年後見中核センターの機能・役割等

相談実績の推移（新規）

相談方法	(内 訳)										(参考) R3年度計
	年度計		北見市		訓子府町		置戸町		市外・不明		
	R5 上期	R4	R5 上期	R4	R5 上期	R4	R5 上期	R4	R5 上期	R4	
電 話	52	82	49	80	0	0	0	2	3		90
来 所	24	38	20	38	0	0	0	0	4		39
訪 問	7	10	1	4	6	4	0	2	0		0
メー ル	0	1	0	1	0	0	0	0	0		
合 計	83	131	70	123	6	4	0	4	7		129
前年度比 (%)	63.36		56.91		150.00		0		-		-



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

22

22

相談実績の推移（相談者内訳）

相談者	年度計		(内 訳)								(参考) R3年度計
	R5 上期	R4	北見市		訓子府町		置戸町		市外・不明		
			R5 上期	R4	R5 上期	R4	R5 上期	R4	R5 上期	R4	
本人	11	12	10	12	0	0	0	0	0	1	12
配偶者	3	8	2	8	1	0	0	0	0	0	5
家族・親族	22	44 (1)	16	44	0	0	0	(1)	6	6	40
基幹相談支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい者相談支援センター	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0
自立支援センター	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅介護支援事業所	10	6	10	6	0	0	0	0	0	0	15
地域包括支援センター	9	17	9	16	0	0	0	1	0	0	18
障がい者支援事業所	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	1
社会福祉協議会	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
金融機関	0	2 (3)	0	2(3)	0	0	0	0	0	0	5 (12)
福祉施設	2	2 (1)	2	2	0	0	0	(1)	0	0	4
医療機関	3	2 (3)	3	2(2)	0	0	0	(1)	0	0	4 (4)
家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門職（弁護士・司法書士等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民後見人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市役所・町役場	15	26	10	21	5	4	0	3	0	0	21
その他	4	3	4	3	0	0	0	0	0	0	4
合 計	83	131 (8)	70	123 (5)	6	4	0	4(3)	7	0	129(16)
前年度比		63.36		56.91		150		0	-		

※（ ）＝本人・親族に対してセンターへの相談を紹介した件数

23

23

相談実績の推移（相談内容）

相談内容（重複あり）	年度計		(内 訳)								(参考) R3年度計
	R5 上期	R4	北見市		訓子府町		置戸町		市外・不明		
			R5 上期	R4	R5 上期	R4	R5 上期	R4	R5 上期	R4	
法定後見制度概要	55	86	47	86	3	0	0	0	5	0	0
任意後見制度概要	27	37	23	37	2	0	0	0	2	0	30
首長申立てに関する事	1,237	1,355	1,176	1,288	31	40	24	27	4	0	1133
本人/親族申立	84	164	78	164	1	0	0	0	5	0	0
申立書類	44	114	41	114	0	0	0	0	3	0	208
申立費用	0	21	0	21	0	0	0	0	0	0	46
後見等候補者	2	39	2	39	0	0	0	0	0	0	74
後見人の役割（財産）	11	31	10	31	0	0	0	0	1	0	0
後見人の役割（身上）	5	11	4	11	1	0	0	0	0	0	0
後見人等の活動報酬	0	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0
権利侵害・虐待	5	14	4	14	1	0	0	0	0	0	12
遺産相続	6	25	6	25	0	0	0	0	0	0	38
不動産処分	6	11	6	11	0	0	0	0	0	0	41
保証人等・身元引受人	9	2	7	2	2	0	0	0	0	0	23
預金手続等	24	38	21	38	3	0	0	0	0	0	112
入院・入所契約等	11	17	10	17	1	0	0	0	0	0	0
後見人等への苦情、要望	264	92	264	92	0	0	0	0	0	0	28
日常生活自立支援事業	23	6	22	6	1	0	0	0	0	0	14
受任調整・マッチング	58	84	55	82	3	2	0	0	0	0	0
養成研修・各種研修会	286	189	274	189	5	0	3	0	1	0	300
日程調整を含む会議・打合せ	184	229	99	186	22	18	21	25	8	0	313
その他	280	270	219	253	30	9	15	8	5	0	197
合 計	2,621	2,848	2,368	2,719	106	69	63	60	34	0	2,569
前年度対比		92.03		87.09		153.63		105	-		

24

北見地域成年後見中核センターの機能・役割等

審査検討会設置要領（抜粋）

（所掌事項）

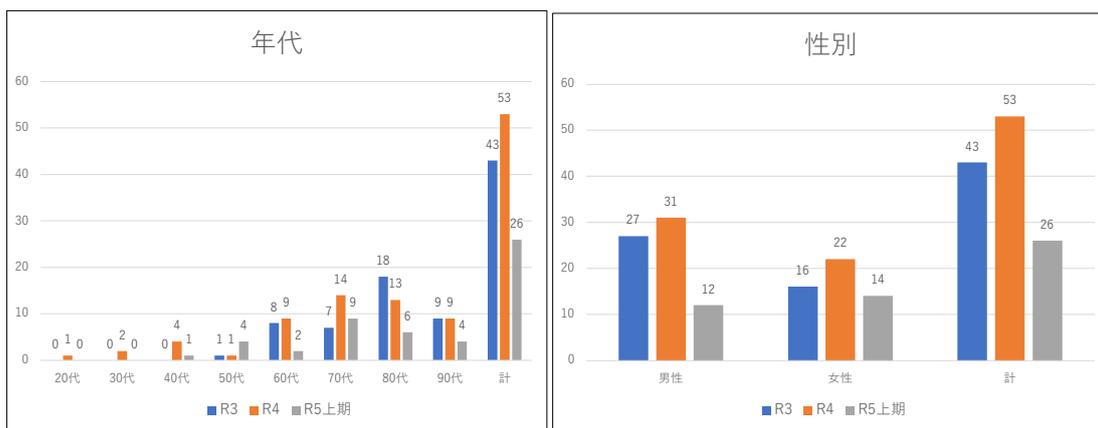
第2条 審査検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）成年後見家事審判申立ての適否に関すること
- （2）後見人等候補者に関する職性の選考に関すること
- （3）後見人等候補者と本人との事前面談（マッチング）適否に関すること
- （4）個別事案に関する成年後見制度の利用検討等に関すること
- （5）前各号に掲げるもののほか、審査検討会に関し必要と認める事項

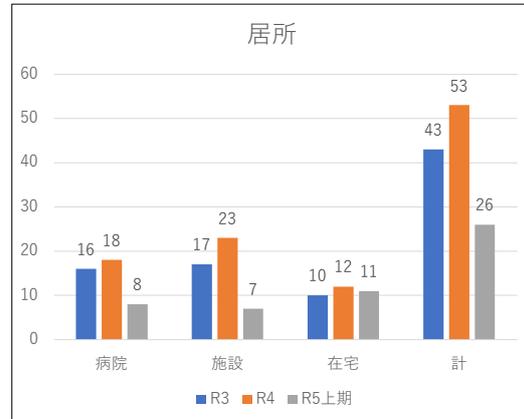
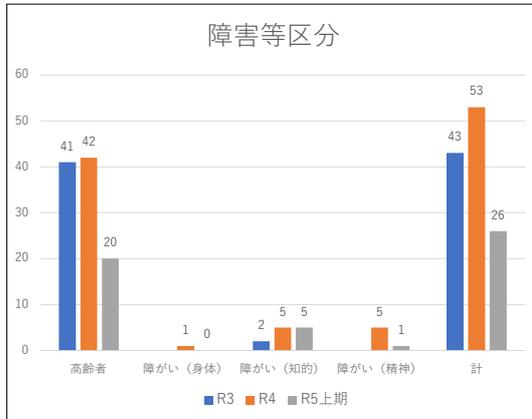


第1回審査検討会の様子

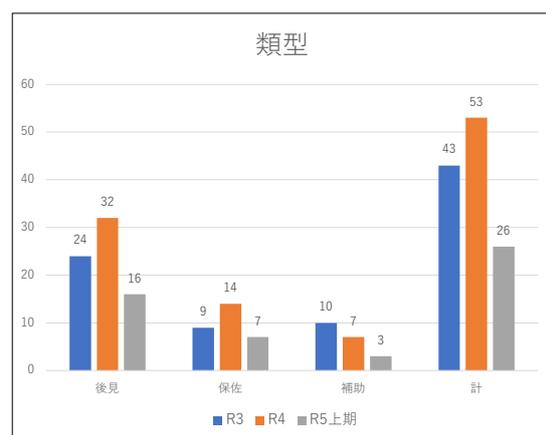
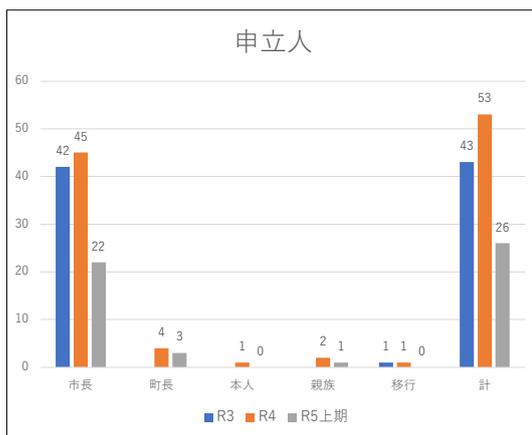
審査検討会審議案件数の推移



審査検討会審議案件数の推移



審査検討会審議案件数の推移



運営委員会・審査検討会の概要

	運営委員会	審査検討会
協議内容	センターの運営方針等の評価・協議、成年後見制度利用促進に関する計画の検討・協議、権利擁護支援地域連携ネットワーク（司法と医療、福祉等の連携や協働）に関する検討・協議など	後見人受任者の職制検討、受任調整に関すること、決定審判前の本人と受任候補者とのマッチング、困難ケースの検討に関すること、など
構成委員	弁護士会・司法書士会（リーガル）・社会福祉士会・訓子府町地域ケア会議・置戸町地域ケア会議・医療機関・精神保健福祉士協会・民生委員児童委員協議会・障がい者相談支援事業所・地域包括支援センター連絡協議会・介護支援専門員連絡協議会（11団体）	弁護士会・司法書士会（リーガル）・社会福祉士会・訓子府町地域ケア会議・置戸町地域ケア会議・津別町・医療機関・精神保健福祉士協会・民生委員児童委員協議会・障がい者相談支援事業所・地域包括支援センター連絡協議会・介護支援専門員連絡協議会（12団体）
オブザーバー	釧路家庭裁判所北見支部	
事務局	北見地域成年後見中核センター・北見市・訓子府町・置戸町・津別町（R5.4～審査検討会のみ）	
開催回数	年6回程度	年12回程度

29

29

審査検討会による職性検討と根拠

老人福祉法（後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二

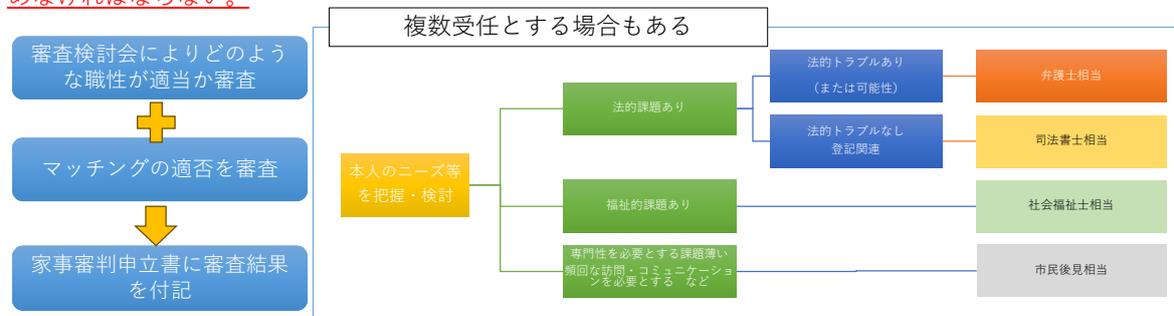
知的障害者福祉法（後見等を行う者の推薦等）

第二十八条の二

精神障害者福祉法（後見等を行う者の推薦等）

第五十一条の十一の三

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

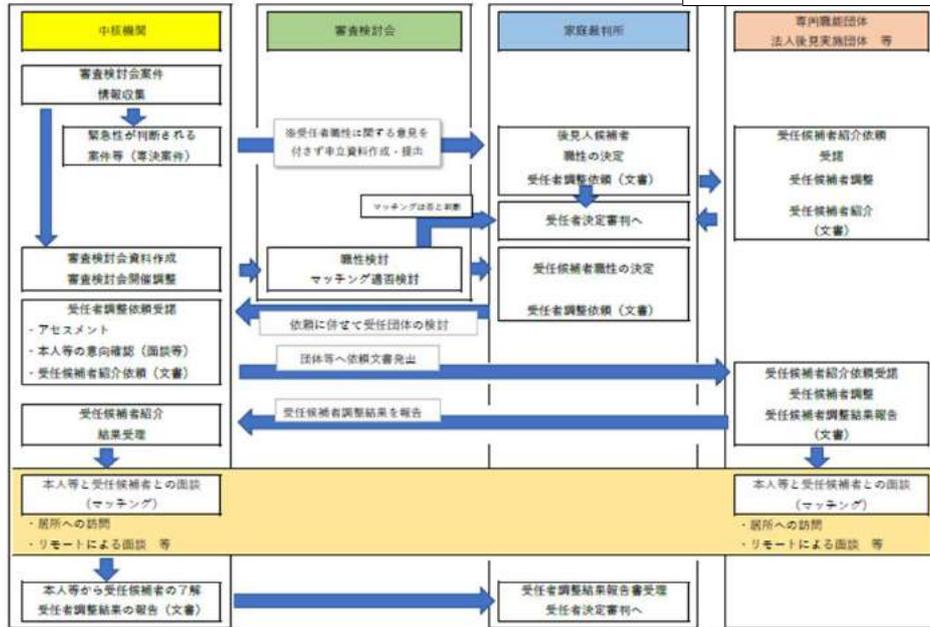


30

30

中核機関の機能－マッチング

受任者の決定に際して本人が不在。本人保護と意思決定支援の調程がポイントとなる



31

31

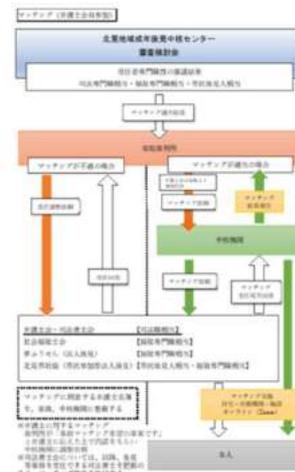
中核機関の機能－マッチング

(本人と受任候補者との決定審判前の面談機会による同意を得る過程)

	R5 上期	R4年度 (2022.9～)
	12件	21件
福祉専門職相当	8	7
市民後見人相当	4	14
司法専門職相当	(弁護士) R5年度第4四半期～運用を調整中	

これまで福祉専門職相当、市民後見人相当のみをマッチング対象としてきたが、この度、釧路弁護士会北見地区において中核機関が行うマッチングに協力できる会員の意向確認が完了した。
※釧路司法書士会（リーガルサポートを含む）は現在調整依頼中

社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター



32

32

中核機関の機能－R4年度マッチング経過

マッチング試行に関する意見等

1) 釧路家庭裁判所北見支部

① マッチング回答までの時間や煩雑さ等について

回答までの時間はある程度順調に、特に問題なく進んでいる。進み方について統一はしていないが、マッチングについて2-3週間の期間で回答を得たのち、1-2週間で選任まで至っている。運用面は特に問題ない。

2) 北見市社会福祉協議会（市民参加型法人後見）※担当職員より聴取

① マッチング回答に関する煩雑さ等について

煩雑さは特にありません。

② マッチングによる効果について

- ・受任可否について事前に必要な情報を得ることができる。
- ・お互い合意の上で受任していくことの安心感がある。

3) 法人後見センター夢ふうせん（法人後見）※担当職員より聴取

① 煩雑さは特にありません。

② 事前に本人に会えるのは、私もすごく安心しました。よかったです！

33

33

審査検討会に関する中核機関への情報提供のタイミング等（包括・障がい）

① 成年後見制度申立支援を地域包括支援センター・障がい者相談支援センターが担うこととなった場合

② 後見等候補者が不在である

③ 中核機関へ電話等で情報提供

- ・基礎情報
- ・これまでの経過
- ・申立ての必要性 など

緊急性の判断
助言、外部専門職の必要性等検討

④ 申立人に審査検討会の必要性と中核機関への情報提供について同意を得る

⑤ 同意書と一緒にフェイスシートを中核機関へ

⑥ 審査検討会に向けて、包括との連携のうえ中核機関がインタビュー、アセスメント

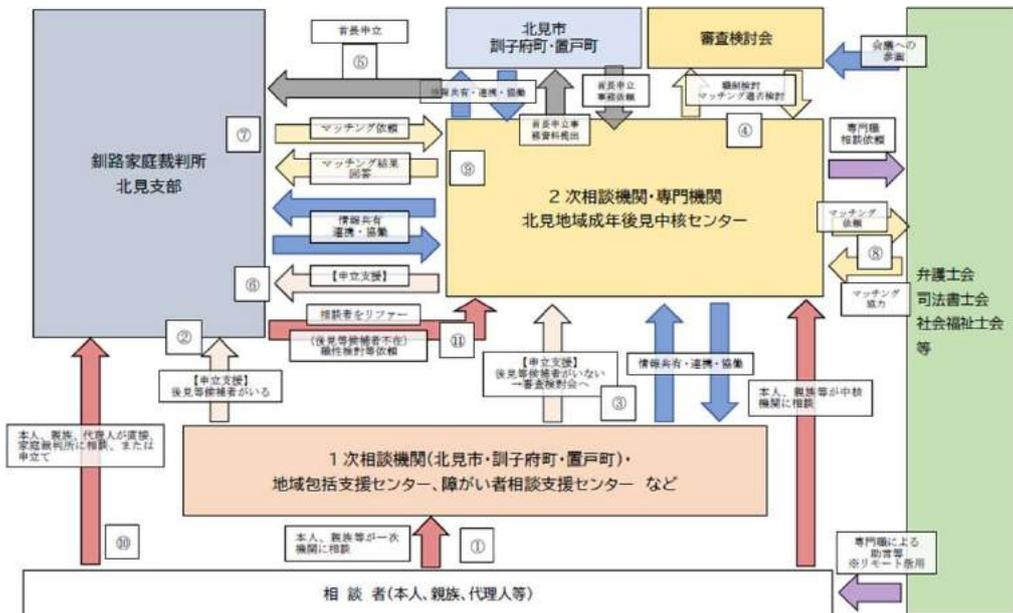


社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

34

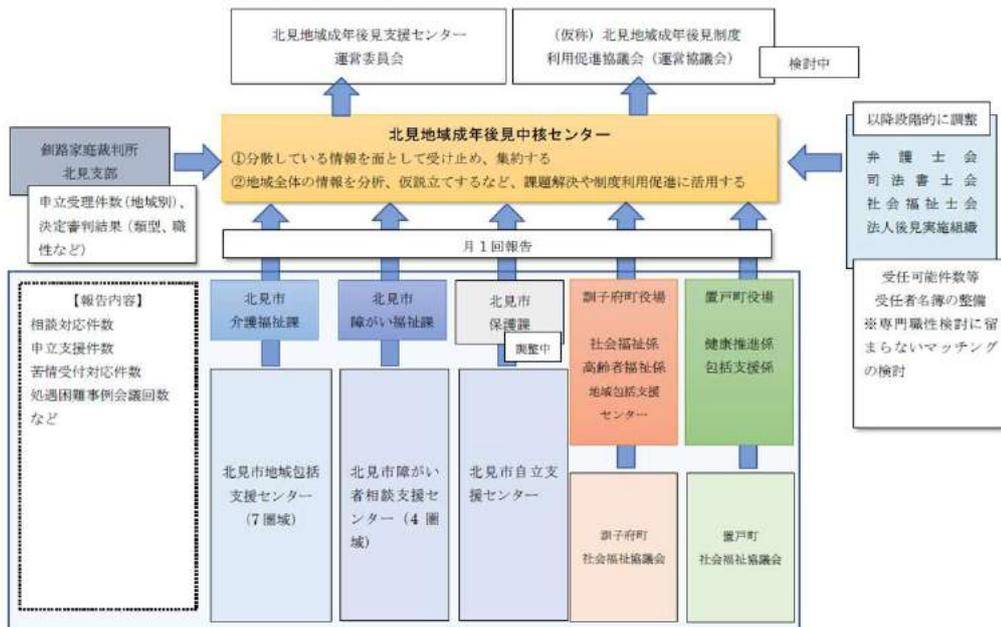
34

中核機関の機能－申立支援・マッチング機能



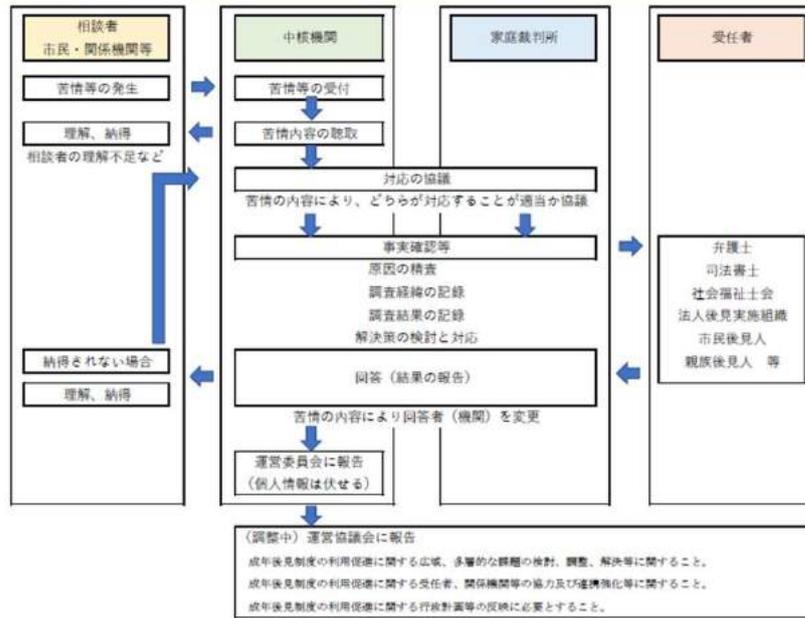
35

中核機関の機能－情報集約機能



36

中核機関の機能－苦情受付対応機能



中核機関設置後
 苦情受付対応：2件
 (内訳)
 令和4年度：1件
 令和5年度：1件

37

37

中核機関による実態調査の実施 (R4年度 置戸町・訓子府町)

調査時期	内容	調査対象 (回答数、割合)
令和4年8月1日 ～8月19日	置戸町を対象とした成年後見制度に関する状況等調査	町内関係機関 ・医療機関・訪問看護事業所・認知症高齢者GH・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・訪問介護事業所・社会福祉協議会・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・置戸町役場・ケースワーカー (振興局)・機関相談支援センター 計13か所 21人 (回答率 100%)
令和4年9月1日 ～9月21日	訓子府町を対象とした成年後見制度に関する状況等調査	町内関係機関 ・訪問看護事業所・認知症高齢者GH・特別養護老人ホーム・ケアハウス・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所・障がい者GH・就労継続支援事業所・社会福祉協議会・訓子府町役場・ケースワーカー (振興局)・機関相談支援センター 計14か所 42人 (回答率 93.33%)

※詳細は北見地域成年後見中核センターホームページに掲載しています。

38

38

中核機関による実態調査の実施（R4年度 置戸町・訓子府町）

調査結果と傾向に基づく展開

- ①調査対象事業所と中核機関、置戸町3者による面談の機会
（具体的な事例に関するヒヤリング）
※面談の機会をととした個別ケースのアセスメント支援等を含む
- ②事例検討会の開催
※身近なケースをととして制度理解を醸成する
- ③関係機関、専門職を対象とした研修会の開催
※権利擁護支援に関するアセスメントやプランニングに成年後見制度が選択肢としてイメージできるように

センター職員による現状のニーズ把握

関係機関職員等のアセスメントスキル向上



社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見中核センター

41

41

中核機関によるヒヤリングの実施（R5年度 置戸町・訓子府町）

調査時期	内容	調査対象機関
R5.6.23 ～R5.7.25	置戸町関係機関職員を対象とした成年後見制度に関するインタビュー調査	町内関係機関 ・医療機関・認知症高齢者GH・特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・訪問介護事業所・社会福祉協議会・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・置戸町役場・ケースワーカー（振興局） 計7事業所
R5.4.20 ～R5.7.7	訓子府町関係機関職員を対象とした成年後見制度に関する状況等調査	町内関係機関 ・認知症高齢者GH・特別養護老人ホーム・ケアハウス・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所 ・障がい者GH・就労継続支援事業所・社会福祉協議会・訓子府町役場・ケースワーカー（振興局） 計13事業所

【ポイント】

- ①成年後見制度だけでなく、**権利擁護支援を必要としている対象者の把握**
- ②成年後見制度だけでなく、**権利擁護支援を必要とする可能性を有する対象者の把握**
- ③関係機関職員の権利擁護支援に関する**アセスメントや支援状況等の把握**

42

42

中核機関によるヒヤリング結果（R5年度 置戸町・訓子府町）

調査時期	内容	継続したモニタリングの必要性	成年後見制度検討の必要性	その他検討課題を有する
R5.4.20 ～R5.7.7	訓子府町関係機関職員を対象とした成年後見制度に関する状況等調査	11件	2件	3件
R5.6.23 ～R5.7.25	置戸町関係機関職員を対象とした成年後見制度に関するインタビュー調査	3件	2件	0件

継続したモニタリングの必要性

- ①すでに本人の理解力が不十分
- ②親族等の協力者が脆弱（親族等の理解力が不十分、高齢、連絡体制が不安定 など）
- ③介入ポイントの模索が必要



訓子府町、置戸町を中心に中核機関と連携しながら継続したモニタリングを実施

43

43

R5年度 訓子府町関係機関職員を対象とした権利擁護研修会

日時・参加者数	内容
令和5年10月19日 13:30～16:10 訓子府町総合福祉センター多目的研修室 参加者：26名 （内訳） 施設・事業所 11名 社協 4名 総合振興局 3名 役場 8名	【第1講】 「関係機関職員が初めて学ぶ成年後見制度」 講師：釧路家庭裁判所北見支部 時間：13:40～14:40 内容： ①家庭裁判所の機能と成年後見制度における役割 ②成年後見制度概要 ③北見地域における申立件数等の推移 【第2講】 「契約の意味と利用者、支援者を守るための対応を考える」 講師：野呂伸一法律事務所 弁護士 野呂 伸一氏 時間：14:50～16:10



44

44

R5年度 訓子府町関係機関職員を対象とした権利擁護研修会

日時・参加者数	内容
令和6年1月12日 13:30～15:30 訓子府町総合福祉センター多目的研修室 参加者：17名 (内訳) 施設・事業所 6名 役場 5名 基幹相談 4名 社協 2名	【第3講】 「成年後見制度を相談等実務に活用するポイント」 講師：北見地域成年後見中核センター 新谷 時間：13:30～14:00 「事例検討会」 進行：北見地域成年後見中核センター 島田 時間：14:00～15:30



45

45

R5年度 置戸町関係機関職員を対象とした権利擁護研修会

日時・参加者数	内容
令和5年11月27日 15:00～17:40 訓子府町総合福祉センター多目的研修室 参加者：25名 (内訳) 役場 9名 施設・事業所 7名 基幹相談 4名 医療機関 3名 社協 2名	【第1講】 「関係機関職員が初めて学ぶ成年後見制度」 講師：釧路家庭裁判所北見支部 時間：15:10～16:10 内容： ①家庭裁判所の機能と成年後見制度における役割 ②成年後見制度概要 ③北見地域における申立件数等の推移 【第2講】 「契約の意味と利用者、支援者を守るための対応を考える」 講師：野呂伸一法律事務所 弁護士 野呂 伸一氏 時間：16:10～17:40



46

46

R5年度 置戸町・訓子府町福祉講演会

日程・参加者数	内容
令和5年11月18日（土） 参加者： 置戸町 51名 （内訳） 町民 32名 役場 9名 センター 6名 社協 4名 訓子府町 93名 （内訳） 町民 69名 役場 10名 社協 6名 センター 6名 施設・事業所 2名	「講談で学ぶ成年後見制度」 ～安心した老後を迎えるために～ 講師：講談師 神田織音氏 場所・時間： 【置戸町】 置戸町中央公民館 10：00～11：30 【訓子府町】 訓子府町公民館 14：00～15：30 内容（題目）： 1 認知症の老姉妹食い物に ～住宅リフォーム詐欺～（法定後見） 2 経済的虐待を防ぐために ～家族による預貯金や年金の使い込み～ （任意後見） 3 ナオト君だって一人の人間なんだよ ～親亡き後を心配して（成年後見制度）



置戸町



訓子府町

47

47

R5年度 権利擁護フォーラム

日時・参加者数	内容
日時：令和5年9月16日（土） 10：00～12：00 場所：北見赤十字看護大学 講堂 参加者計 126名 （内訳） 民生委員 37名 町内会・自治会 32名 一般 57名 （サービス事業所等）	支え合いの地域づくりフォーラム 「地域共生社会と成年後見制度の融和」 制度説明 『“その人らしく暮らし続ける”を支える成年 後見制度の概要』 講師 北見地域成年後見中核センター 社会福祉士 新谷 真由 基調講演 『“その人らしく暮らし続ける”を支える 成年後見制度と市民への期待』 講師 厚生労働省 成年後見制度利用促進室 室長補佐 安蒜 丈範 氏 パネルディスカッション 『“その人らしく暮らし続ける”を支える市民 後見活動の実際』



48

48

利用促進基本計画を踏まえた今後の展開（案）

①本人保護と意思決定支援の調和

- ・困りごとが表出してから利用するだけではなく、本人の意思決定を支援するための制度へ
（例）アセスメント向上研修、任意後見制度の推進（第2期利用促進計画優先事項）、人生会議・ACP等取り組みとの連動

②北見地域における権利擁護支援地域連携ネットワークの課題把握及び整備検討（情報集約及び分析）

- ・情報集約分析、R6年度民生委員等を対象とした実態調査（金銭管理事実行為等）
- ・苦情等受付対応機能による課題等の把握及び改善に向けた検討
- ・北見地域における成年後見制度運用の一般化、平準化等（まずは運用把握と課題抽出）

③成年後見制度利用者の増加に対応する受任者（団体）の確保等に関すること

- ・受任者のリレーに関すること
（審査検討会における対象者の専門性を要する課題の抽出を含む）
- ・受任団体を増やす取り組みの検討
- ・市民参加型法人後見の経過を踏まない市民後見人養成研修修了者による受任のあり方に関すること
- ・市民（町民）後見人養成研修のあり方に関すること（受講者及び質の確保）

④権利擁護支援に関するチーム会議等に関すること

- ・中核機関職員の成年後見制度を含む権利擁護支援に関するスキルを高めるための取り組み
- ・本人や後見人と両者の活動等を身近で支援する関係者に対する専門職等によるバックアップ機能の検討

49

49

【参考】北見市成年後見支援センターによる実態調査の経過

調査時期	内容	調査対象（回答数、割合）
平成30年10月	成年後見制度の利用に関するアンケート調査	市内関係機関 ・高齢分野 101か所 ・障がい分野 14か所 ・医療機関 8か所 ・金融機関 24か所 計147か所（86%）
令和元年11月	支援者の成年後見制度に関する理解度と相談援助過程における課題の明確化に向けたアンケート調査	市内関係機関 ・北見市担当者 36人 ・障がい分野 13人 ・医療機関 30人 ・高齢分野 194人 計243人（74.54%）
令和2年12月	専門職後見人および専門職能団体等に関する実態調査	後見受任団体等 ・団体基礎調査 6団体 （100%） ・個別調査 30人 （73.2%）
令和3年10月	医療機関、福祉施設における身元引受人、保証人等の取扱いに関する実態調査	・医療機関 12か所 ・障がい分野 13か所 ・高齢分野 33か所 計58か所（86.57%）

※詳細は北見地域成年後見中核センターホームページに掲載しています。

50

50

中核機関による広報機能



 **社会福祉法人北見市社会福祉協議会**
北見地域成年後見中核センター

51

51

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

第1期

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制
注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

1

52

52

成年後見制度利用促進基本計画の概要

第1期

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
 - ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
 - ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④ 成年後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

2

53

53

総合的かつ計画的に講ずべき施策

第1期

(1)
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
一制度開始時・開始後における身上保護の充実—
<別紙2参照>

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
<別紙3参照>

- 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。
 - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
- 地域連携ネットワークの基本的仕組み
 - ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
 - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
- 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
 - ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
 - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
 - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
 - ・利用促進(マッチング)機能
 - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
 - ・不正防止効果
 - ◎中核機関の設置・運営形態
 - ・設置の区域・市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
 - ・設置の主体・市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
 - ・運営の主体・市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
 - ※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

3

54

54

総合的かつ計画的に講ずべき施策		第1期
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 —安心して利用できる環境整備— ＜別紙4参照＞	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。 ○今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。 ○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。 	
(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。 ○成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い) ○市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。 	
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の役割: 中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等 ○都道府県の役割: 広域的見地からの市町村の支援等 ○国の役割: 財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要 	
(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。	
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	○成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。	
(8) 死後事務の範囲等	○平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。	

4

55

55

成年後見制度利用促進基本計画の工程表		<別紙1>					第1期
		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度	
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知					
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ					
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用・適切な後見人等の選任のための検討の促進・診断書の在り方等の検討・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ				
		診断書の在り方等の検討					
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等					
IV	地域連携ネットワークづくり・市町村による中核機関の設置・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備					
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築				
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討				
		専門職団体等による自主的な取組の促進					
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善				
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途:平成31年6月まで					

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

5

56

56

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

第1期

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることでできる支援者が必要である。



今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

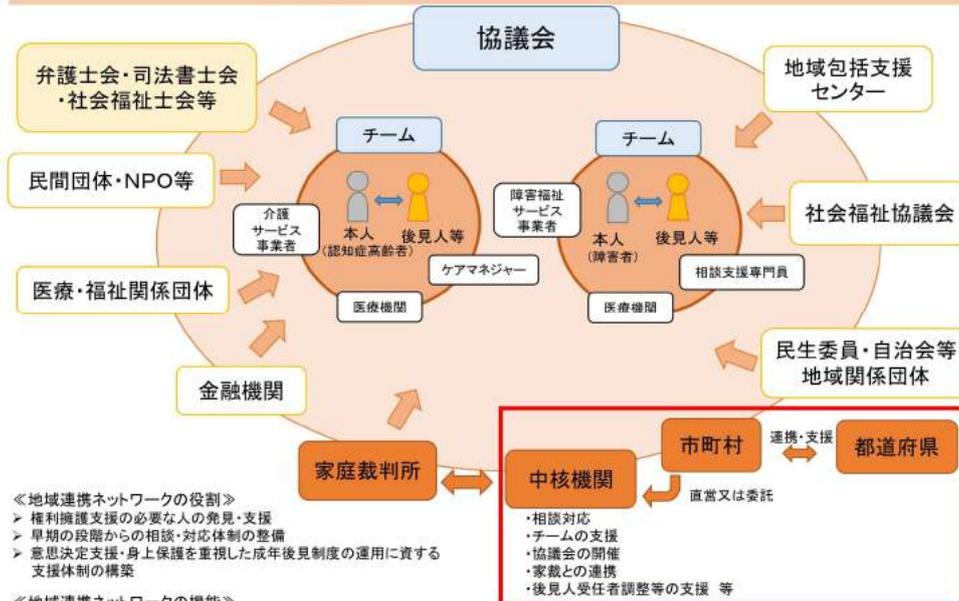
6

57

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>

第1期



※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

58

58

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- ・成年被後見人名義の預貯金について
- 1 口座の分別管理
 - ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
 - ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)
- 2 払戻し
 - ①小口預金口座
 - ・後見人だけの判断で払戻しが可能
 - ②大口預金口座
 - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要
- 3 自動送金等
 - 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
 - ②大口預金口座 → ①小口預金口座

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能(個別支援と制度の運用・監督)～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面对応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面(成年後見制度の利用前)	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の实情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内(パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実に伴う手続理解の促進) ・ 成年後見制度の必要性を見立てるには権利擁護支援を基盤としたアセスメントが必要 → 情報集約による共有、分析→具体的な取り組みへ
	成年後見制度の開始までの場面(申立ての準備から後見人の選任まで)	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の实情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづいていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針(具体的な課題の整理、必要な支援の内容)の検討 ・ 適切な申立ての調整(市町村長申立ての適切な実施を含む) ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援(課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人候補者や選任形態の検討・マッチング) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後の場面(後見人の選任後)	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や専門職が、地域の实情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援(後見人等選任後における支援方針の確認・共有(支援内容の調整、役割分担)、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認) ・ チームによる支援の開始後、必要に応じて <ul style="list-style-type: none"> > 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 > チームの支援方針の再調整(支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など) 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等が行う後見業務(財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続)の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがいないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。

このため、**各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく必要がある。**

① 地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

- 第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる**「包括的」なネットワーク**にしていく取組を進めていく必要がある。
- さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうしたことを含めた複合的な地域生活課題としては、支援**困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護**などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。
- 地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、複合的で支援困難な課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でない。地域の实情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

61

61

② 地域連携ネットワークづくりの進め方

これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施することのできる体制整備を優先すべきである。

- 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、**成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知**を図ること
- 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するの**かを明らかにすること**

また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようになる必要がある。なお、これらの体制整備は、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

62

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

第2期

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。
 （なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）
- ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点
- イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を広げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点
- ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 <small>（全国各地で共通して実施することが望ましいもの）</small>		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 （成年後見制度の利用前） 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ②制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 （申立の準備から後見人の選任まで） 【機能】 ①権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面 （後見人の選任後） 【機能】 ①権利擁護支援チームの自立支援 ②適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

第二期計画の工程表とKPI①

第2期

		KPI ^{※1} <small>（令和6年度末の数値目標）</small>	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ^{※2}	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ^{※3}	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット、ポスターなどによる周知の開始		関係機関等による周知の継続		
	適切な運用の確保に関する取組	—	利用状況等を踏まえ、実態に合った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進	—	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しを検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	全47都道府県	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	全47都道府県					
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	—	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	全47都道府県	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
成年後見制度利用支援事業の推進	全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な資源し等の検討 <small>※見直しを済ませた市町村は、同様の方策に依りて実施</small>		市町村による実施		
権利擁護支援の行政計画等の策定推進	—	全1,741市町村	市町村による計画策定・必要に応じて見直し		策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化	—	全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程表の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門委員会は、令和6年度に、各機関の連携状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
 ※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
見直し等 に向けた 検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を基に、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制度の運用改善等	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による研修の継続実施				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成				
	・適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
適切な後見人等の選任・交代の推進 (苦情対応を含む)	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域生活支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討					
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及と方策の検討					
・保険の普及等事後救済策の検討	—						
地域連携ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による制度や相談窓口の周知				
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による周知の継続				
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の運営				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
			取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等				
			権利擁護支援の高齢状況等を踏まえた 意思決定の効果的な取組方策の検討				

※1 KPIは、工程表の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門委員会は、令和6年度に、各機関の連携状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

出典：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

外部専門職による相談対応

- ◆社会福祉士による相談
毎月第2水曜日（14：00～16：00）
- ◆弁護士・司法書士による相談
毎月第4水曜日（14：00～16：00）

※相談時間は30分、事前予約制、相談は無料
※来所が困難な方はリモート（iPad）により対応

- 例えば…
- 財産に関すること
 - ・通帳や印鑑を無くしてしまったり、お金の管理ができない（またはその心配がある）
 - ・訪問販売や悪質商法の被害を受けている（またはその心配がある）
 - 契約に関すること
 - ・施設の入所を考えているが、ひとりで決めることに不安がある
 - 将来に関すること
 - ・自分の老後や、自分に何かあったときに障害のある子の生活が心配
 - ・任意後見制度を利用したいので、具体的な手続き方法や料金について相談したい
 - 制度に関すること
 - ・成年後見制度を利用したいが手続きが難しそう…
 - ・成年後見人がどのような役割を担ってくれるのか、費用がどのくらい必要なのか相談したい
 - 病院・施設・事業所の方
 - ・認知症や障がいのある利用者が、利用料を支払ってくれないので困っている

など



市民後見人養成研修の実施

第1期から第8期までの合計 (単位:人)

自治区名	修了人数	支援員登録
北見自治区	155	65
端野自治区	7	4
常呂自治区	14	3
留辺蘂自治区	19	6
計	195	78
男性	86	40
女性	109	38



第8期 市民後見人養成研修

受講者募集

地域に身近な市民の立場で
後見制度を担う「市民後見人」、
支え合いのある地域社会を
一緒に作っていきませんか



令和5年
8/20(日)・9/3(日)・17(日)・10/1(日)・15(日)・22(日)
全6日間(午前9時30分～午後4時15分の間)

場所
令和5年8月20日(日)～10月1日(日)
北見市総合福祉会館 研修室(北見市寿町3丁目4番1号)
令和5年10月15日(日)～22日(日)
北見市西地区公民館 第5研修室(北見市西富町1丁目2番22号)
※集合研修を基本としますが、事情によってはオンラインによる参加も可能ですので
事務局までご相談下さい

対象 次のすべてに該当する方	定員 20名程度
・高齢者や障がい福祉に理解と熱意のある方	受講料 無料
・市内に在住する満25歳以上75歳未満の方	
・全ての課程を受講できる方	
<small>※専門職の方のお申し込みについては、市民後見人としての活動と連携をみる方</small>	

申込書に氏名・年齢・住所・電話番号等をご記入いただき、持参、郵送、
FAXにより、お申込下さい。申込が切: 8月4日(金)

社会福祉法人北見市社会福祉協議会
北見地域成年後見支援センター
〒090-0085
北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内
☎0157-81-8182 FAX0157-57-3611 <http://citykansai-whs.jp/>



67